

(周知) 長野県地球温暖化対策条例の改正に伴う基準の強化について

建築物省エネ法第2条第2項により、地方公共団体は省エネ基準に必要な事項を付加することができますが、これに基づき長野県が地球温暖化対策条例を改正し、今後、省エネ基準が強化されることとなりますので、周知させていただきます。

詳細については[こちら](#)からご確認ください（長野県HPへ遷移します。）。

施行日 : 2028年（令和10年）4月1日

強化の対象：施行日以降に着工される長野県内の新築住宅及び複合建築物の住宅部分
（一戸建ての住宅のほか、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を含む。）

強化の内容：誘導基準（Z E H水準）に引上げ。地域区分に応じ、下表に示す値以下が求められます。

地域区分	2地域	3地域	4地域	5地域
UA値	0.40	0.50	0.60	0.60
η AC	—	—	—	3.0
BEI	0.8	0.8	0.8	0.8

施行日は2年後ですが、施行された際には、

- ・仕様基準の適用ができません（誘導仕様基準は可）。
- ・標準計算法において、外皮は強化外皮基準、一次エネルギー消費量は誘導基準への適用が必要になります。

以上